

4月5日岐阜合理的配慮訴訟オンライン集会

# 障害のある受刑者と 車いすを利用する権利

## 車いす国賠訴訟控訴審に向けて

障害者差別解消法を守るためにあなたの声が必要です

岐阜で行われた合理的配慮の提供を求める裁判で、不当判決が下されました。歩行が困難な受刑者に10年以上も車いすの貸与を認めなかったという明らかな人権侵害が裁判所によって容認されてしまったのです。

このままでは、障害者差別解消法が形骸化してしまいます。高裁での控訴審では、なんとしても勝たなければなりません。そこで、裁判を支えるためにオンライン集会を開催し大野鉄平弁護士から経過をお聞きすることになりました。

また4月22日名古屋高等裁判所 1004号法廷で控訴審が開始します。裁判を応援し、公正な判決を勝ち取るために、ぜひご参加ください！

- 日時：2025年4月5日（土）13:00-14:30
- 開催方法：ウェビナー
- 講師：大野鉄平 弁護士（法テラス愛知法律事務所所属、  
NPO法人監獄人権センター・事務局長）
- 参加費：無料
- 情報保障：手話通訳、PC要約筆記、テキストデータ、点字資料
- 主催：DPI日本会議

参加申込みQRコード



<https://x.gd/4YvCL>

## ●趣旨●

岐阜で合理的配慮の提供を求める裁判が行われていたのですが、なんと、負けてしまいました。不当判決です。障害者差別解消法で義務付けられた合理的配慮の提供がされていないのです。

障害者差別解消法を形骸化させないためにも、高裁ではなんとしても勝たなければなりません。そこで、このたびオンライン集会を開き、弁護士さんに経過をお聞きすることになりました。

4月22日には名古屋高等裁判所1004号法廷にて、控訴審第1回口頭弁論が行われます。

ぜひともご参加いただき、この裁判を応援してください！

## ●裁判の概要●

歩くことが困難な受刑者が岐阜刑務所に入所すると、岐阜刑務所の職員は車いすの使用を認めませんでした。彼は入所から10年を過ぎるまで、車いすの貸与を受けることができませんでした。

歩行に困難を抱えている人であれば誰でも、車いすを使用する機会が保障されるべきです。日本が障害者権利条約を批准してから10年が過ぎ、このことは一般社会ではもはや当たり前のこととされています。

しかし、刑事施設内では現在もなお、この当たり前の考え方が受け入れられていません。冒頭の事案について昨年10月30日、岐阜地方裁判所は判決を言い渡しましたが、結果は敗訴。裁判所は障害者に対する虐待行為を容認しました。

この控訴審に向けて、岐阜地方裁判所判決の問題点をご紹介します。

## ●オンラインフォームがご利用できない方

下記をDPI事務局の笠柳までメールでお送りください。

- お名前
- ウェビナーの開催URLをお送りするメールアドレス
- 電話番号
- 団体名（あれば）
- 必要な個別支援（手話、PC文字通訳、点字資料、テキスト資料）

メールのお送り先：

kasayanagi☆dpi-japan.org（☆を@に変えてお送りください）

